

プレプリント（査読前論文）対応に伴う投稿規定、執筆細則付則 2 の改訂について
(2023 年 2 月 18 日)

第 30 期『文化人類学』編集委員会
湖中真哉（編集主任）
石田慎一郎（編集副主任）
岩谷彩子（特集主任）
門田岳久（レビュー主任）

(1)改訂の趣旨と経緯

この度、本誌編集委員会では、プレプリント（査読前論文）への対応についての本委員会ならびに理事会での検討結果を踏まえ、投稿規定、執筆細則付則 2 の一部をプレプリントに対応したものに改訂することとなりました。

本誌のような査読付き学術誌への掲載までには、査読および投稿者による改訂に一定以上の期間を要します。そこで、研究成果を科学コミュニティに迅速に流通させ、また、研究者が研究成果公表の先取権を得るため、プレプリントがオープンアクセスで電子的に公開されるようになりました。わが国でも 2022 年 3 月より JST（科学技術振興機構）がプレプリントサーバ Jxiv の運用を開始しました (<https://jxiv.jst.go.jp/>)。researchmap または ORCID の ID を所持する研究者は、JST による一定のスクリーニングを経た上で、誰でも投稿することができ、査読はありません。

本誌編集委員会は、2022 年 7 月に JST 情報基盤事業部からのプレプリントサーバに関する連絡を受けて、プレプリントへの対応について検討を重ねて参りました。これまで本誌では、プレプリントを本誌との関係においてどのように扱うのかについて定めておらず、また、プレプリントを参照文献として表記する際の表記法についても定めておりませんでした。検討の結果、投稿者が本誌投稿前または投稿と並行して、学術的なプレプリントサーバへ同一内容の原稿を投稿することを認めることとなりました。ただし、本誌投稿後の査読を反映したプレプリントの修正や改版は認めないことと致しました。また、プレプリントを参照文献に表記する際の表記法についても定めました。

こうしたプレプリント対応措置のためには、投稿規定、執筆細則付則 2 の一部をそれに対応したものに改訂する必要があります。これについて 2022 年度第 3 回編集委員会、第 5 回理事会でご承認をいただき、このほど改訂を実施する運びとなりました。

もちろん、投稿の際にプレプリントを利用されない投稿者の方は、これまでと全く変わりなく投稿することができます。プレプリントを利用される方もそうでない方も、本誌への投稿をお待ちしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(2)改訂の内容

変更点は、以下の新旧対照表のとおりです。投稿規定では、本誌投稿とプレプリントの関係について明記しました。また、プレプリントを参照文献として引用する際の表記法を執筆細則付則 2 に追記致しました。改訂された最新の規定類は、本学会のホームページで公開されておりますので、投稿時点で最新の規定類のご確認をお願い申し上げます。

新旧対照表

学会誌『文化人類学』投稿規程

改定前	改定後
<p>2. 投稿条件</p> <p>本誌に投稿する原稿は、原則として、日本語で書かれた未公刊の原稿に限ります。他の媒体において既発表、掲載予定、あるいは審査中のものは二重投稿に該当し、学会員の利益に資するべき十分な理由がない限り、本誌での掲載は認められません。</p> <p>また、日本文化人類学会倫理綱領にもとる内容の原稿の掲載は認められません。</p>	<p>2. 投稿条件</p> <p>本誌に投稿する原稿は、原則として、日本語で書かれた未公刊の原稿に限ります。他の媒体において既発表、掲載予定、あるいは審査中のものは二重投稿に該当し、学会員の利益に資するべき十分な理由がない限り、本誌での掲載は認められません。</p> <p>また、日本文化人類学会倫理綱領にもとる内容の原稿の掲載は認められません。</p> <p><u>なお、本誌では、投稿前または投稿と並行して、学術的なプレプリントサーバ (JST プレプリントサーバ Jxiv 等) へ著者が同一内容の原稿を投稿することを認めています。この方針は、プレプリント原稿のオリジナルな版にのみ適用されます。本誌の査読による指摘を受けて修正された原稿や本誌に受理・掲載された原稿を、プレプリントサーバに掲載することはできません。プレプリント原稿に基づいた原稿が本誌に掲載された場合、著者はプレプリントのウェブページを更新して、本誌掲載情報へのリンクを含める必要があります。</u></p>

新旧対照表

学会誌『文化人類学』執筆細則付則 2

改定前	改定後
<p>1. 「参照文献」全体の共通ルール ...</p> <p>⑥未刊行文書・電子書籍・オンライン文書・映像等について 未刊行文書、電子文書（オンラインも含む）、映像など、出版物でなくとも著作物性の高い文献は原則としては出版物と同様に扱い、著作者名に日付（刊行年、公開年、制作年等）を加えて「参照文献」のしかるべき位置に配置する。</p>	<p>1. 「参照文献」全体の共通ルール ...</p> <p>⑥未刊行文書・電子書籍・オンライン文書・<u>プレプリント（査読前論文）</u>・映像等について 未刊行文書、電子文書（オンライン・<u>プレプリント</u>も含む）、映像など、出版物でなくとも著作物性の高い文献は原則としては出版物と同様に扱い、著作者名に日付（刊行年、公開年、制作年等）を加えて「参照文献」のしかるべき位置に配置する。 ...</p> <p>⑧<u>プレプリント（査読前論文）</u>について <u>プレプリント（査読前論文）を引用する場合には、以下の例を参考に、プレプリント誌名、引用した版の論文が投稿された年月日、DOI等の情報を可能な限り含めて表記すること。</u></p> <p><u>【例】Khan, M. H. 2018. Ethnography: An Analysis of its Advantages and Disadvantages (November 1, 2018). SSRN. DOI: http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3276755.</u></p> <p><u>【例】坂本翼 2022. 「無形文化遺産と持続可能な開発の関係性をめぐる若干の考察 [2022年4月1日公開版]」 Jxiv. DOI: https://doi.org/10.51094/jxiv.36.</u></p>